
プロジェクト	リース
項目	本日の審議事項

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会における審議事項を示すことを目的としている。¹

これまでの検討状況

2. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」及びその他の会計基準等の改正案を公表した。²
3. 本公開草案のコメント期間は 2023 年 8 月 4 日までであり、本公開草案に対して 45 通（団体等 32 通、個人 13 通）のコメント・レターが寄せられた。
4. 第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）及び第 132 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 4 日開催）より、本公開草案に寄せられたコメントへの対応の検討を行っている。

本日の審議事項

5. 本日は、以下の質問に関して寄せられたコメントへの対応の審議を行う。
 - (1) 質問 19：サブリース取引（審議事項(4)-2-1、審議事項(4)-2-2)

¹ 審議資料では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、米国会計基準（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」を「Topic 842」、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を「企業会計基準第 13 号」、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を「企業会計基準適用指針第 16 号」、企業会計基準第 13 号と企業会計基準適用指針第 16 号を合わせて「企業会計基準第 13 号等」として表記している。

² 審議資料では、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」を「本会計基準案」、企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」を「本適用指針案」、本会計基準案と本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」として表記している。また、本会計基準案、本適用指針案及びその他の会計基準等の改正案を合わせて「本公開草案」として表記している。

6. なお、第 515 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については審議事項(4)-3 に記載している。また、第 138 回リース会計専門委員会で聞かれた意見については審議事項(4)-4 に、第 139 回リース会計専門委員会で聞かれた意見については審議事項(4)-5 に、それぞれ記載している。

以 上